

リバウンド防止と社会経済活動の両立期間 (沖縄県対処方針)

【要請期間】令和3年11月1日(月)～11月30日(火)

<p>実施内容</p>	<p>新型コロナウイルスの感染拡大抑止に向け、感染防止対策を堅持しながら社会経済活動を再開するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「法」という。)第24条により、県民・事業者等に対して要請するとともに、必要な協力について働きかけを行う。</p>
<p>区 域</p>	<p>沖縄県全域</p>

【感染再拡大を防止するための対策】

現況

- 感染のリバウンドを防止し社会経済活動を両立していくためには、「新しい生活様式」による基本的な感染防止対策の徹底、「ワクチン接種の推進」が必要となります。
- 国立感染症研究所の報告によると、大人数(5人以上)、長時間(2時間以上)の飲食は感染のリスクが高くなると示されております(自宅での同居者以外との会食でも同様)。
- 新型コロナは、一旦減少しても感染防止対策を怠ると容易に再拡大(リバウンド)します。
- 自分自身、大切な方、地域社会を守るためにも、改めて、「ウイルスを家庭に持ち込まない」を徹底し、「手洗い等の手指衛生」「マスクの着用」「居室の換気」「毎日の検温等の健康観察」、少しでも体調に不良を感じる場合には家庭内隔離をして休養し、家族がいる時はマスクを着用し、県コールセンターへの相談・かかりつけ医への受診をお願いします。

県の方針及び取り組み

- この期間を感染リバウンドの防止と医療・経済・暮らしの両立を図るための期間とする。
- 県は第6波に備えて検査及び医療提供体制の拡充に取り組む。
- 感染の再拡大がみられた場合以下の通り取り組む。
 - ① 感染拡大の兆候が確認された場合、各市又は保健所単位で「注意報」を迅速に発信(目安:市・保健所単位人口10万人あたり25人超(週))
 - ② 全県的な感染拡大の兆候が確認された場合、全県への注意喚起等を行う(目安:全県10万人あたり15人超(週)(1日平均新規陽性者数32人超))
 - ③ 急拡大の恐れがあるときに、強い措置を講じる(目安:全県10万人あたり25人超(週)(1日平均新規陽性者数53人超)かつ前週比1.3超)

県民の皆様への要請

【法第24条第9項:協力要請】

外出及び移動に関する要請

- 混雑している場所への外出を控え、外出や移動の際には、できるだけ家族や普段行動をともにしている仲間と行動すること
- マスク着用や手洗い等の基本的な感染防止対策を行い行動すること
- 県外との往来について、感染が拡大している地域への不要不急の往来は控えること。往来前には健康観察を行い来訪先の都道府県の注意事項に従うこと
また、出発前には、ワクチン接種の完了又はPCR等検査を受検すること
- 離島への往来については、来島自粛を求めている離島との往来は自粛すること。体調不良の際は往来の中止または延期を検討すること。また、ワクチン接種の完了または事前のPCR等検査の受検を推奨。
- 模合、ビーチパーティー等、飲食を伴う場合は、4人以下・3密を避け・2時間以内で開催すること。

特にお願いしたい事

- 12歳以上の方は、感染症対策の切り札であるワクチンの接種をお願いします。
 - 子ども達の感染を防ぐため、学校、塾、習い事等の感染対策を徹底するとともにオンラインを積極的に活用すること。
- ◆ ワクチン2回接種した方でも感染のリスクはあります。マスク着用手洗い等の感染対策を続けてください。

県民の皆様への要請

【法第24条第9項:協力要請】

会食(飲食)に関する要請

- ◆ 会食は、4人以下・2時間以内で行うこと
 - ◆ できるだけ同居家族やいつも一緒にいる方と行うこと
 - ◆ 飲食店の求める感染防止対策に積極的に協力すること(大声を出さない、会話時のマスク着用 等)
 - ◆ 感染防止対策が徹底されていない飲食店等の利用は控え、「感染防止対策認証店」を利用すること
 - ◆ 少しでも体調に異常があれば参加しない、参加させないこと
 - 自宅等飲食店以外での会食も同様に注意
- ※不特定多数が集まり、混雑が想定される催しには参加しないこと(特に飲食を伴う場)

※4人以下、3密を避ける、2時間以内、1次会で帰ろう

感染防止対策の徹底

- 毎日検温等の健康観察をし、少しでも症状がある場合、通勤、通学、外出等を控える。
- 体調不良時は、日中はクリニック等かかりつけ医を受診、発熱時は県コールセンターを利用ください。
- 基本的な感染対策の徹底【マスクの着用、小まめな手洗い、換気の徹底】

来訪者(沖縄への来訪を検討している)の皆様へ

【来訪前:法によらない協力依頼】

【来訪後:法第24条第9項による協力要請】

往来に関するお願い

- 居住地の知事が求める都道府県間移動に関する要請に従い、来県時は基本的な感染防止対策を徹底し、大人数(5人以上)の会食をお控えください。
- 感染が拡大している地域からの来訪は慎重に検討願います。
- 来県前には、事前の十分な健康観察と感染防止対策の徹底をお願いします。体調不良の際には来県の中止または延期をお願いします。
- 来県前には、ワクチン接種を完了するかPCR等検査で陰性を事前に確認ください。
※ 来訪前に検査が受けられない方は、那覇空港、宮古空港、下地島空港、新石垣空港、久米島空港、到着時にPCR等検査を受検できる体制を整備しております。
- 来県時は、感染防止対策が徹底されていない飲食店やホテル等の利用は控え、「感染防止対策認証店」をご利用ください。
- 沖縄滞在中に体調不調や発熱があった場合は、旅行者専用相談センター沖縄にご相談ください。
【旅行者専用相談センター沖縄(「TACO」:Traveler's Access Center Okinawa)】
※ 電話番号:098-840-1677 運営時間:8:00~21:00(年中無休)

※修学旅行については、感染防止対策を徹底した上で、別途「沖縄修学旅行防疫観光ガイドライン」等に基づいた行動をお願いします。

飲食店等への要請

【法第24条第9項:協力要請】

対象施設	〔飲食店〕飲食店(宅配・テイクアウトを除く) 〔遊興施設・結婚式場等〕バー、カラオケボックス、結婚式場等で食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗
要請内容	〔感染防止対策の協力要請〕 ※10月31日をもって営業時間短縮要請を終了します。引き続き以下の事項にご協力をお願いします。 <ul style="list-style-type: none">➤ 法施行令第12条に規定する各措置を実施すること<ul style="list-style-type: none">・ 従業員への検査推奨、入場者の整理誘導、施設の換気・ 発熱その他の症状のある者の入場の禁止・ 手指消毒設備の設置、事業を行う場所の消毒・ マスク着用その他感染防止に関する措置の周知・ 正当な理由なく、マスク着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止(会話する時はマスク着用)・ アクリル板の設置(又は座席の間隔1m以上の確保)➤ 県・市町村の実施する感染防止対策促進のための巡回事業への協力➤ 「感染防止対策認証店」の取得推奨➤ 業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底➤ カラオケ設備利用は、利用者の密を避けること、換気の確保等感染対策の徹底➤ 同一グループ・同一テーブル原則4人以内(例外:介助や介護を要する場合) (但し、結婚式等のイベントについては、イベントガイドラインに沿った対応をお願いします)

イベントの開催についての要請

【法第24条第9項:協力要請】

◆ イベント主催者等に対して、規模要件等(人数上限・収容率等)に沿った開催を要請

	施設の収容定員(※1)		
	5,000人以下	5,000人超～10,000人以下	10,000人超
大声なし(※2)	収容定員まで可	5,000人まで可	収容定員の半分まで可
大声あり(※3)	収容定員の半分まで可		

(大声なし)クラシック音楽コンサート、演劇、展示会等 (大声あり)ロック、ポップコンサート、スポーツイベント等

※1:収容定員が設定されていない場合は以下のとおりとする。

・大声なし → 密が発生しない程度の間隔(最低限人と人が接触しない程度の間隔)を空けることとする。

・大声あり → 十分な人と人との間隔(1m)を空けることとする。

※2:「イベント中の食事を伴う催物」は、必要な感染防止策が担保され、イベント中の発声がない場合に限り、「大声なし」取り扱うことを可とする。

※3:上記分類は例示であり、大声あり・なしは個別のイベントの実態に合わせて個別具体的に判断。

- 主催者は、業種別ガイドラインの遵守を徹底するとともに、国の接触確認アプリ(COCOA)・沖縄県新型コロナ対策パーソナルサポート(RICCA)の導入又は名簿作成などの追跡対策を徹底すること。
- 全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるようなイベントを開催する際には、そのイベントの開催要件等について、県に事前に相談すること。**県が求める要請を満たさない場合は、延期・中止を求めることがある。**
- 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生し、国が業種別ガイドラインの見直しや収容率要件、人数上限の見直し等を行った場合には、迅速に対応すること。
- 来場者に対し、**ワクチン接種又は事前のPCR等検査での陰性確認を勧奨**すること。

施設に対する要請

【法第24条第9項:協力要請】

商業施設、集客施設への要請

特措法施行令第11条第1項に規定する運動施設、遊技場、映画館、ショッピングセンター等の施設に以下の感染対策を要請する。また、各取組の実施状況をHP等で積極的に公表すること。

- 入場者が密集しないよう整理・誘導、入場者の人数管理・人数制限
- 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置(特にフードコート)
(アクリル板等の設置又は座席の間隔の確保、換気の徹底など)
- 手指の消毒設備の設置と、利用者等への手指消毒の呼びかけ、従業員へのPCR等検査の勧奨
- 発熱等有症状者の入場を避けるための措置(入店時検温・サーモグラフィーの設置)
- 入場者へマスクの着用徹底等の呼びかけ
- マスクの着用等に正当な理由なく応じない者の入場禁止(すでに入場している者の退場も含む)
- ゲームセンター、スポーツクラブ等の遊戯施設では、入場前の症状確認、検温、手指衛生の求めを行うこと。
- **業種別ガイドラインの遵守**

商業施設、集客施設への働きかけ

- **特措法施行令第11条第1項に規定する運動施設、遊技場、映画館、ショッピングセンター等の施設については、利用者による酒類の持込を認めないことを依頼(法によらない協力依頼)**

事業者の皆様への要請

【法第24条第9項:協力要請】

事業者・経済界への要請

- 職場でワクチン接種を勧奨すること(接種しやすい環境の整備等)
- 従業員の体調管理を徹底し、体調の悪い方は、出勤しない・させないこと
- 在宅勤務(テレワーク)、時差通勤の拡大など、通勤・在勤時の密を防ぐ取組をすること
- **自社の従業員に対し、感染防止対策を実施していない店舗の利用を控えるよう求めること**
- 感染リスクが高まる職場での居場所の切り替わり(休憩室・更衣室・喫煙室・社員食堂)に注意すること

交通事業者への要請

- 主要ターミナルにおいて検温を実施すること
- 航空、船舶、バス、タクシー等の公共交通事業者は、業種別に定める新型コロナウイルス感染症予防対策ガイドラインを遵守すること

各市町村における県と連携した取組の実施

- 防災無線、広報車等を活用した地域住民への感染防止対策の周知啓発及び自治会等への協力の呼びかけ。
- 飲食店等への巡回(感染防止対策の呼びかけ)。
- 各種施設、公園等の管理者としての取組(路上、公園等における集団飲酒等への注意喚起を含む)。
- 発熱時の受診方法の周知(不要不急の救急受診抑制、抗原検査キットの活用方法、沖縄県新型コロナウイルス感染症相談コールセンター098-866-2129)。
- 市町村に陽性者情報を提供し、自宅療養者等の支援に連携して取り組む。

- 保育所等では引き続き保育の提供を継続するとともに、感染が拡大している地域においては、医療従事者等、社会生活の維持に必要なサービスに従事し、仕事を休むことが困難な保護者を除き、家庭保育や登園自粛の協力依頼、又は臨時休園等の検討を依頼する。

学校等への要請

- 衛生管理マニュアル等に基づき、学校教育活動、**課外活動**及び学生寮での感染防止対策を徹底すること。ただし、学校等の感染状況に応じ、学級閉鎖等を実施すること。
- 児童生徒の家庭において健康観察を徹底し、体調不良時は登校を控える**よう周知すること**。
- 学校行事等を実施する際には地域の感染状況等を踏まえ、場所や時間、開催方法等について十分配慮すること。
- **部活動は、感染防止対策を徹底し、活動開始時・各種大会前には健康チェックを行うこと**。
- 大学、専門学校等は、感染防止と対面授業・遠隔授業の効果的实施等による両立に向けて適切に対応すること
- 大学は学生等に対し、感染リスクが高い会食や飲食等について4人以下・3密を避けて・2時間以内で利用するように注意喚起を徹底すること。

公共施設等での取り組み

- **博物館、美術館や運動施設など、県立の公共施設については、入場整理等の混雑を避けるといった感染防止対策を徹底しながら運営し、市町村には県と同様の対応を要請する。**
- 路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動を避けるため、施設管理者に対して、注意喚起を行うよう依頼する。

医療提供体制の整備



1. 入院病床の確保

重点医療機関等25病院を指定

重点医療機関等に要請し病床534床を確保

11月中に最大972床を確保する保健・医療提供体制確保計画を策定

感染状況に応じて入院待機ステーションを稼働(現在は休止中)

2. 軽症者向け宿泊療養施設の確保

那覇市内4ヶ所(計560室)、北部地区(60室)、中部地区(100室)、宮古地区(77室)、

八重山地区(55室) 計852室確保 稼働率の向上に努める

合計1,412室の確保に向けて、新たな施設と事前協定の締結を進める

3. 自宅療養者へのフォローアップ体制

看護師などによる健康観察や相談、配食支援、医療資器材の貸与を実施している「自宅療養健康管理センター」の体制

を拡充(対応職員増、パルスオキシメーター15,860台、酸素濃縮器200台確保等)、在宅医療(訪問看護等)の拡充

4. 看護師・保健師を随時募集中(看護協会ナースセンター:098-888-3127(3128))

重点検査の拡充

1. 検査体制の拡充

○検査可能件数の拡充： 9,000件/日(5月)→ 13,000件/日(8月)→ **21,000件(11月)**

2. 行政検査の拡充

○中部地区において濃厚接触者及び接触者向け「沖縄県接触者PCR検査センター(無料)」を設置

3. 陽性発生時の一斉検査の拡充

○学校等(小中高校、特別支援、学童、子どもの居場所等)で感染者が発生した場合、クラス単位等の接触者を対象とした迅速なPCR検査の実施 →対象を保育所・幼稚園等へ拡充

4. 抗原定性検査キットの活用

○医療機関、高齢者施設、障がい者施設、保育所・幼稚園等への配布 ※国事業の活用

5. 検査事業の推進・強化

- 飲食店従業員向けの無料検査の実施延長・促進** ○希望者PCR検査の拡大(**中部・北部地区の窓口設置**)
- 那覇空港PCR検査・抗原検査、本土直行便のある離島空港PCR検査の**促進** ○モニタリング検査の促進
- 定期PCR検査(高齢者施設、障がい者施設、保育施設等)の再開準備**

6. ゲノム解析による変異株検査体制の構築

○衛生環境研究所でのゲノム解析による新たな変異株流入の早期発見(空港PCR・医療機関との連携)

新型コロナウイルスワクチン接種の促進

1 11月以降のワクチン接種の継続

- 新たな接種対象者、接種希望者等へのワクチン接種体制の確保
 - ✓ 市町村における個別接種を中心とした接種体制の継続
 - ✓ 市町村における大型ショッピングセンターでのワクチン接種
 - ✓ 県広域ワクチン接種センターにおけるワクチン接種の実施（11月中）
 - ✓ 県モデルナワクチン接種センター（仮称）の設置、運営（12月以降）
※ 設置時期・運営方針等については、今後の調整により決定。
- 未接種者等に対するワクチン接種に前向きとなるような働きかけ
 - ✓ これまでの働きかけの継続活用
 - ・ 琉球ゴールデンキングス協力によるワクチン接種の呼びかけ
 - ・ 正しい情報を記載したリーフレットの作成と配布
 - ・ 県ワクチン接種ポータルサイトの開設・更新
 - ・ 厚生労働省ワクチン接種Q & Aの紹介等
 - ✓ 新たな有効策の検討と実施

2 追加（3回目）接種の対応

- 市町村における接種体制の整備の支援
 - ✓ 国からの情報収集と共有
 - ✓ 市町村が円滑に追加接種が開始できるような体制整備の支援等
- 県広域接種会場の設置の検討
 - ✓ 市町村における追加接種体制の整備状況等を踏まえ、市町村と連携した県広域接種会場設置の検討

ワクチン接種・検査陰性証明の活用について

活用に向けた「考え方」や「ガイドライン」の素案を10月7日に示し、国における制限緩和策が示されるまでの間、インセンティブ型で試行運用を行い、活用推進に向けて取り組む。

基本的な考え方

- ✓ ワクチン接種証明等の活用の前提として基本的な感染防止対策の徹底が必要
- ✓ 沖縄県対処方針における要請や働きかけの範囲内で活用する
- ✓ 感染症まん延防止の観点から、「接種を受けるよう努めなければならない」と定められている。ただし、ワクチン接種の有無又は接種証明の提示の有無による不当な差別的取扱いは許されない。
- ✓ 民間が提供するサービスにおいて幅広く活用が期待できる。
＜接種証明書等の提示によるインセンティブ事例＞
【飲食店：1品サービス、〇〇円割引】 【イベント：入場券割引、優先レーンの導入】 等

ワクチン接種証明等の確認方法

＜ワクチン接種証明＞

- ✓ 国におけるデジタル化が進むまでの間は紙（予防接種済証やワクチン接種記録書）で運用
- ✓ 画像、健康管理アプリを確認することも有効

＜検査陰性証明＞

- ✓ PCR検査証明書や電子メールによる氏名付きの検査結果を確認

沖縄県感染防止対策認証制度

1. 概要

新型コロナウイルス感染症の再拡大を防ぐため、飲食店等に対する感染防止対策認証制度を構築し、安全安心な店舗を「つくる・まもる・ひろめる」の県民運動を推進

2. 認証制度の対象店舗

①食品衛生法の許可を取得した飲食店（デリバリー、テイクアウト専門店等は対象外）

【10月26日時点：申請8,841件、認証店7,795店舗】

②旅館業法の許可を取得した宿泊施設（9月1日（水）より申請受付開始）

【10月26日時点：申請532件、認証店274店舗】

3. 認証取得店へのインセンティブ措置

認証を取得した150席以上ある店舗・施設への感染対策補助金

CO2センサーとのぼりの全認証店舗への配付、テレビ・ラジオCM、グルメサイト・旅行雑誌への広報掲載

Go To Eatの利用対象店舗

4. 申請や制度について（沖縄県感染防止対策認証制度事務局：050-5526-3041）

※時短要請に応じない等認証店の条件を満たさない場合は取消を行っています。



制度・認証店情報

⚠️ コロナ感染拡大注意報 ⚠️

県内では以下の市及び保健所管内で、新型コロナウイルスの感染者が**増加傾向**（人口10万人あたり25人超）にあります。

	10万人あたり 新規感染者数	前週比
〇〇市	□人	×
△△保健所管内	□人	×

上記に該当する市町村におかれましては、住民の方々へ以下の呼びかけを行い、感染拡大の防止をお願いします。

- 混雑している場所への外出は控えてください
- 夜間の会食は控えてください
- 体調不良時は出勤・登校・登園等は控えてください

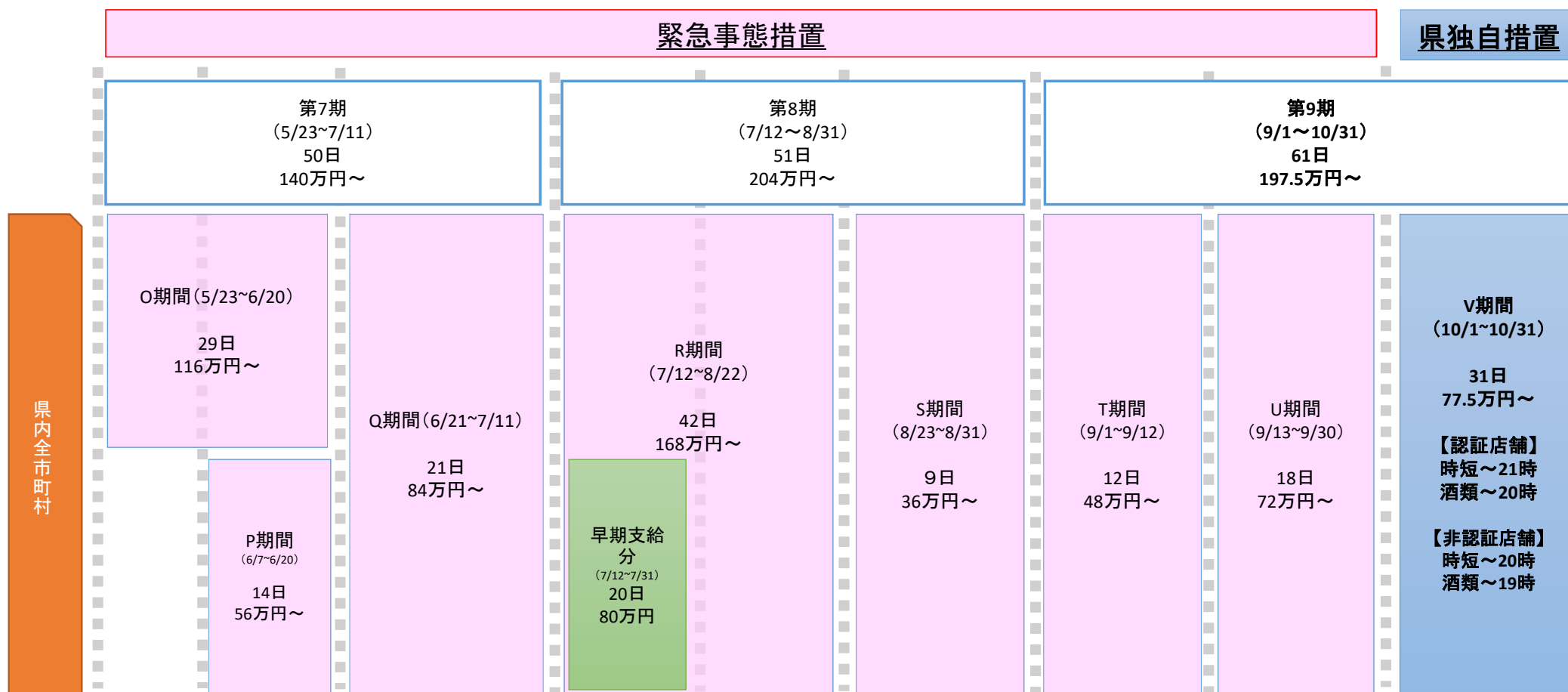


うちなーんちゅ応援プロジェクト 感染拡大防止対策協力金について

- 第7期協力金及び第8期早期支給分は受付終了しています。第8期協力金は10月22日(金)で申請受付終了しました。
- 第9期協力金は、11月1日(月)から12月17日(金)に申請受付を行います。
- 各協力金の支給状況については、県HPで随時公表しておりますので、ご確認ください。
<https://www.pref.okinawa.jp/site/shoko/keiei/covid19/kyoryokukintop.html>
- 協力金支給されるまでの間のつなぎ資金については、各金融機関で相談を受けております。

【算定方法】

- 中小企業（売上高方式）：緊急事態措置：売上高に応じて4～10万円/日、県独自措置：売上高に応じて2.5～7.5万円/日
- 大企業（売上高減少方式※中小企業も選択可）：緊急事態措置：売り上げ減少額の4割、上限20万円/日、県独自措置：売り上げ減少額の4割、上限20万円/日



観光関連事業者等応援プロジェクト支援金について

沖縄県実施

観光関連事業者等応援プロジェクト支援金
(月次支援金の乗せ給付)

【沖縄県観光関連事業者等応援プロジェクト支援金】

経済産業省の月次支援金を受給した、観光関連事業者をはじめとする幅広い業種の県内事業者に対して、下記の金額を上限に二月分(二回)*の支援金を給付する。

※令和3年9月補正予算により追加給付(二回目)が決まりました。

【支援金の上限額】

- 個人事業者 **上限10万円** × 2
- 法人事業者 **上限20万又は30万円** × 2

※2019年又は2020年の4~9月のいずれかの月の売上が
300万円以下の法人事業者 上限20万円
300万円を超える法人事業者 上限30万円

【給付対象事業者の具体例】

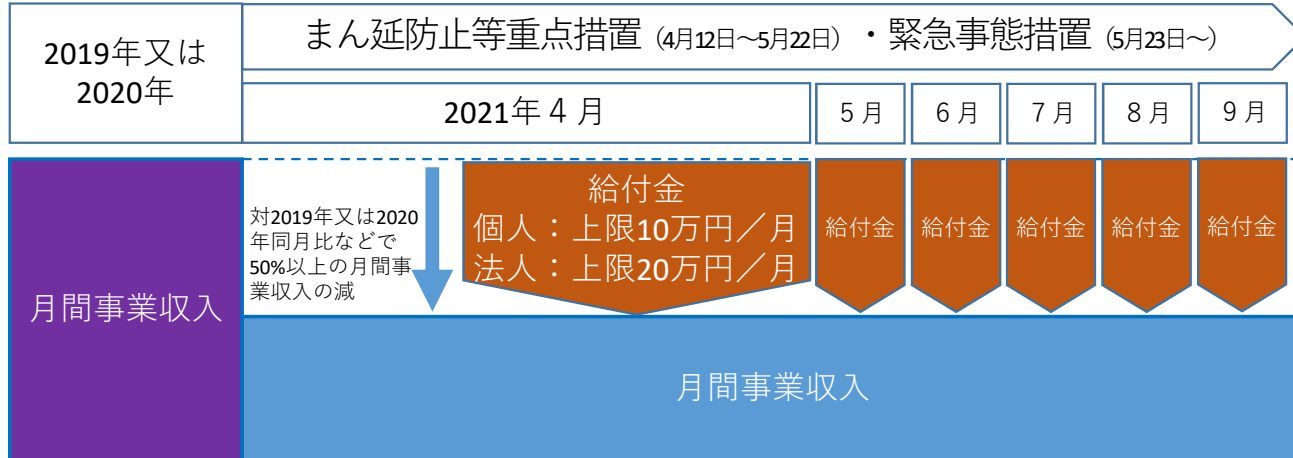
- ①旅行関係の事業者(ホテル、旅行代理店、お土産店、タクシーなど)
- ②日常的に訪れるお店(飲料や食料品の小売店、美容院や理容店など)
- ③映像・音楽・書き物のデザイン・制作などを行う事業者

※酒類販売事業者等への支援は別途商工労働部で実施。

【申請期間 2021年7月30日 ~ 2022年1月31日】

経済産業省実施

月次支援金



おきなわ宿泊事業者感染防止対策等支援事業

宿泊事業者が行う感染防止対策等に取り組むための経費を補助します。

1. 対象者

旅館業法に基づく営業の許可を受けた宿泊施設

(ただし、店舗型性風俗特殊営業を営む宿泊施設は除く。)

2. 補助対象経費及び補助額

補助対象経費	(1)新型コロナウイルス感染防止対策に要する経費 補助対象経費例：サーモグラフィー、検温器、マスク、フェイスシールド、消毒液など (2)新たな需要に対応するための取組に要する経費 補助対象経費例：ワーケーションルーム用のWiFi新增設工事、施設内のバリアフリー化など														
補助対象期間	令和2年5月14日から令和3年12月15日														
補助額	1 施設当たり補助対象経費の1/2とし、かつ、下記区分の上限額の範囲で補助します。 <table border="1"><thead><tr><th>客室数</th><th>1～10室</th><th>11～20室</th><th>21～30室</th><th>31～40室</th><th>41～50室</th><th>51室以上</th></tr></thead><tbody><tr><td>上限額</td><td>100万円</td><td>150万円</td><td>200万円</td><td>300万円</td><td>400万円</td><td>500万円</td></tr></tbody></table>	客室数	1～10室	11～20室	21～30室	31～40室	41～50室	51室以上	上限額	100万円	150万円	200万円	300万円	400万円	500万円
客室数	1～10室	11～20室	21～30室	31～40室	41～50室	51室以上									
上限額	100万円	150万円	200万円	300万円	400万円	500万円									
申請受付期間	令和3年9月13日から令和3年11月15日														
実績報告期間	申請受付審査後から令和3年12月28日														

3. 申請方法



感染力が強い**変異株**にご注意ください!!

2021年版

ゼロ密を目指そう!

～一つの密でも避けましょう～



人と会うときは



- ・人と十分な距離を保つ!
- ・混雑している場所や時間を避ける!
- ・オンラインの利用や時差出勤を!
- ・屋外でも密接、密集を避ける!

飲食するときは



- ・少人数・短時間で、**大声は避けて!**
- ・ガイドラインを守ったお店で!
(アクリル板の設置、消毒、換気の徹底など)
- ・テイクアウトやデリバリーも!

ポイント

会話時はマスクを着用



※体調不良時の出勤・登校などはお控えください。



感染リスクが高まる「5つの場面」

場面① 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
- 特に敷居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、回し飲みや箸などの共用が感染のリスクを高める。



場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のほしご酒では、短時間の食事に比べて、感染リスクが高まる。
- 大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



場面③ マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、屋カラオケなどでの事例が確認されている。
- 車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。



場面④ 狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 家の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。



場面⑤ 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることもある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。



職場におけるコロナ感染症対策のお知らせ

～各職場でぜひ取り組んでいただきたいポイント～



●テレワーク、時差出勤の推進



●気兼ねなく休めるルール、雰囲気づくり



RE: お休みさせてください。

代わりに対応するから大丈夫！お大事に。

本日、体調不良のためお休みさせていただきますでしょうか？

●密にならない工夫



●“場の切り替わり”での対策・呼びかけ



●基本的な感染防止対策



流水での手洗い



共用部分の消毒



マスクの着用

※業種別ガイドラインが定められている場合は、そちらもチェックしてください。ガイドラインはこちら→

内閣官房 ガイドライン



国の事務連絡（9月28日付け）によるイベント開催制限

感染状況に応じたイベント開催制限等について（9/28～の取扱い）

【別紙1】

	収容率※4	人数上限※4	営業時間短縮※4
緊急事態措置区域	50%	5,000人	21時まで
まん延防止等重点措置		(まん延防止等重点措置の都道府県) 5,000人	
緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置解除後の 経過措置 (約1か月)	<div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> 大声なし※1 100%以内 大声あり※2 50%以内 </div>	5,000人 又は 収容定員50%以内 (≤10,000人) ※ のいずれか大きい方 注：大規模施設の実証調査を実施。実証開始前10,000人 →実証時20,000人に緩和。	都道府県の判断
その他都道府県※3		5,000人 又は 収容定員50%以内 のいずれか大きい方	なし

10月1日～31日

緊急事態宣言解除後1ヶ月間の経過措置

※ただし沖縄県の独自措置により開催上限は5,000人としている。

11月1日～

経過措置後の開催制限

- ※1 大声での歓声、声援等がないことを前提とする場合。この判断は、実態に照らして、個別具体的に判断。この場合、収容定員5,000人までの施設については、満席とすることが可能となる。
- ※2 大声での歓声、声援等が想定される場合等。異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る。）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。
- ※3 施設の使用制限は、収容率要件など、必要な感染防止策を働きかける（人数上限なし）。
- ※4 収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度（両方の条件を満たす必要）。また、ワクチン・検査パッケージ等に関する技術実証の枠組みの下で、行動制限の緩和を実施。

イベントの開催についての要請

【法第24条第9項:協力要請】

◆ イベント主催者等に対して、規模要件等(人数上限・収容率等)に沿った開催を要請

	施設の収容定員(※1)		
	5,000人以下	5,000人超～10,000人以下	10,000人超
大声なし(※2)	収容定員まで可	5,000人まで可	収容定員の半分まで可
大声あり(※3)	収容定員の半分まで可		

(大声なし)クラシック音楽コンサート、演劇、展示会等 (大声あり)ロック、ポップコンサート、スポーツイベント等

※1:収容定員が設定されていない場合は以下のとおりとする。

- ・大声なし → 密が発生しない程度の間隔(最低限人と人が接触しない程度の間隔)を空けることとする。
- ・大声あり → 十分な人と人との間隔(1m)を空けることとする。

※2:「イベント中の食事を伴う催物」は、必要な感染防止策が担保され、イベント中の発声がない場合に限り、「大声なし」取り扱うことを可とする。

※3:上記分類は例示であり、大声あり・なしは個別のイベントの実態に合わせて個別具体的に判断。

- 主催者は、業種別ガイドラインの遵守を徹底するとともに、国の接触確認アプリ(COCOA)・沖縄県新型コロナ対策パーソナルサポート(RICCA)の導入又は名簿作成などの追跡対策を徹底すること。
- 全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるようなイベントを開催する際には、そのイベントの開催要件等について、県に事前に相談すること。**県が求める要請を満たさない場合は、延期・中止を求めることがある。**
- 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生し、国が業種別ガイドラインの見直しや収容率要件、人数上限の見直し等を行った場合には、迅速に対応すること。
- 来場者に対し、**ワクチン接種又は事前のPCR等検査での陰性確認を勧奨**すること。

新型コロナウイルス感染症に係る沖縄県イベント等実施ガイドライン新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>1～3項（略）</p> <p>4. 主催者等に求めること</p> <p>県内でイベントを企画する主催者及び運営者（以下、「主催者等」という。）は、感染防止対策が業種毎に策定された「業種別ガイドライン」に基づきイベントを実施することとし、その他、本ガイドライン、及び「<u>1都1道2府23県</u>における催物の開催制限、施設の使用制限等にかかる留意事項等について（令和3年9月28日付け事務連絡：内閣官房新型コロナウイルス感染症対策室長）」（以下、「国事務連絡」という。）を参考としてください。</p> <p>5. 開催規模</p> <p><u>11月1日以降</u>に実施するイベントの開催規模は、次のとおりとします。</p> <p>実際の開催にあたっては、県内全域及びイベント開催エリアの感染状況や、イベントの性質、及び医療提供体制への影響などを総合的に判断した上で、実施してください。</p> <p><u>また、感染状況の悪化等により、イベント開催日において、現時点より厳しい要請の内容となる場合があることにご留意ください。（その際、事前相談のとおり開催いただけない可能性があります。）</u></p> <p>(1) 10月1日から31日までに開催されるイベント</p>	<p>1～3項（略）</p> <p>4. 主催者等に求めること</p> <p>県内でイベントを企画する主催者及び運営者（以下、「主催者等」という。）は、感染防止対策が業種毎に策定された「業種別ガイドライン」に基づきイベントを実施することとし、その他、本ガイドライン、及び「<u>1都1道2府23県</u>における催物の開催制限、施設の使用制限等にかかる留意事項等について（令和3年9月28日付け事務連絡：内閣官房新型コロナウイルス感染症対策室長）」（以下、「国事務連絡」という。）を参考としてください。</p> <p>5. 開催規模</p> <p><u>10月1日以降</u>に実施するイベントの開催規模は、次のとおりとします。</p> <p>実際の開催にあたっては、県内全域及びイベント開催エリアの感染状況や、イベントの性質、及び医療提供体制への影響などを総合的に判断した上で、実施してください。</p> <p>(1) <u>10月1日から31日までに開催されるイベント</u></p>

	施設の収容定員		
	5,000人以下	5,000人超～10,000人以下	10,000人超
大声なし	収容定員まで可	5,000人まで可	収容定員の半分まで可
大声あり	収容定員の半分まで可		

※ 収容定員が設定されていない場合は以下のとおりとする。

- ・ 大声なし → 密が発生しない程度の間隔（最低限人と人が接触しない程度の間隔）を空けることとする。
- ・ 大声あり → 十分な人と人との間隔（1m）を空けることとする。

※ 「イベント中の食事を伴う催物」は、必要な感染防止策が担保され、イベント中の発声がない場合に限り、「大声なし」取り扱うことを可とする。

※ 大声のありなしは、国事務連絡別紙3を参考とし、個別イベントの実態に合わせて個別具体的に判断する。

~~※ 収容率又は人数上限の小さい方を限度とする。~~

※ 100%の要件はマスク常時着用、大声を出さないことが前提で、基本的な感染防止については国事務連絡別紙2を参考とする。

※ 大声での歓声、声援等が想定される場合、異なる観客グループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内）内では座席間隔を設けなくてもよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

※ イベントの人数規模については、スタッフや出演者等も含め、同時期に同施設に集まる人数をもって判断する。

~~※ 施設の使用時間は夜9時までとさせていただきます。~~

~~(2) 11月1日以降に開催されるイベント~~

~~11月1日以降に開催されるイベントの開催規模等の制限に関しては、少なくとも現行の措置を目安として取り扱い下さい。~~

~~事前相談シートを提出頂くことは可能ですが、開催日における要請内容の遵守をお願いいたします。~~

区分	収容率		人数上限
	大声での歓声・声援等なし	大声での歓声・声援等あり	
座席あり [参加者 固定]	100%以内	50%以内	5,000人以下
座席なし [参加者 自由行動]	適切な間隔 (最低限人と人が接触しない程度の間隔)	十分な間隔 (1m)	

※ 収容率又は人数上限の小さい方を限度とする。

※ 100%の要件はマスク常時着用、大声を出さないことが前提で、基本的な感染防止については国事務連絡別紙2を参考とする。

※ 大声での歓声、声援等が想定される場合、異なる観客グループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内）内では座席間隔を設けなくてもよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

※ イベントの人数規模については、スタッフや出演者等も含め、同時期に同施設に集まる人数をもって判断する。

※ 施設の使用時間は夜9時までとさせていただきます。

(2) 11月1日以降に開催されるイベント

11月1日以降に開催されるイベントの開催規模等の制限に関しては、少なくとも現行の措置を目安として取り扱い下さい。

事前相談シートを提出頂くことは可能ですが、開催日における要請内容の遵守をお願いいたします。

6～9項（略）

（様式修正）

6～9項（略）

（様式修正）

新型コロナウイルス感染症に係る沖縄県イベント等実施ガイドライン

1. 目的

このガイドラインは、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえたイベント等の実施に関して、イベント主催者等において、参加者に対して感染症予防を持続的に行うための「新しい生活様式」の徹底により一人一人が対策を行うことを促し、人の集まる空間に病原体が持ち込まれることを最小限にするとともに、もし持ち込まれたとしても集団内で二次感染が起きるリスクを最小限とすることを目的とします。

2. 適用期間

令和2年5月21日から適用します。

※ 県内での新型コロナウイルス感染の広がりや、新型コロナウイルスに関する国の指針等を踏まえ、段階的に、本ガイドラインの見直しを行うものとします。

3. 対象

本ガイドラインの対象となるイベント等とは、県内で開催される公演・式典(各種講演会、説明会、各種会議、行政主催イベント等)や展示会・商談会、音楽(クラシック・ロック等)、演劇、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、祭り、披露宴及びスポーツイベントなど、人の集まる空間で行われる催物等を指す。

4. 主催者等に求めること

県内でイベントを企画する主催者及び運営者(以下、「主催者等」という。)は、感染防止対策が業種毎に策定された「業種別ガイドライン」に基づきイベントを実施することとし、その他、本ガイドライン、及び「1都1道2府23県における催物の開催制限、施設の使用制限等にかかる留意事項等について(令和3年9月28日付け事務連絡：内閣官房新型コロナウイルス感染症対策室長)」(以下、「国事務連絡」という。)を参考としてください。

5. 開催規模

11月1日以降に実施するイベントの開催規模は、次のとおりとします。

実際の開催にあたっては、県内全域及びイベント開催エリアの感染状況や、イベントの性質、及び医療提供体制への影響などを総合的に判断した上で、実施してください。

また、感染状況の悪化等により、イベント開催日において、現時点より厳しい要請の内容となる場合があることにご留意ください。(その際、事前相談のとおり開催いただけない可能性があります。)

	施設の収容定員		
	5,000人以下	5,000人超～10,000人以下	10,000人超
大声なし	収容定員まで可	5,000人まで可	収容定員の半分まで可
大声あり	収容定員の半分まで可		

- ※ 収容定員が設定されていない場合は以下のとおりとする。
 - ・ 大声なし → 密が発生しない程度の間隔（最低限人と人が接触しない程度の間隔）を空けることとする。
 - ・ 大声あり → 十分な人と人との間隔（1m）を空けることとする。
- ※ 「イベント中の食事を伴う催物」は、必要な感染防止策が担保され、イベント中の発声がない場合に限り、「大声なし」取り扱うことを可とする。
- ※ 100%の要件はマスク常時着用、大声を出さないことが前提で、基本的な感染防止については国事務連絡別紙2を参考とする。
- ※ 大声での歓声、声援等が想定される場合、異なる観客グループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内）内では座席間隔を設けなくてもよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。
- ※ イベントの人数規模については、スタッフや出演者等も含め、同時期に同施設に集まる人数をもって判断する。

6. 開催中止、又は延期等

(1) 5(1)～(2)について

本ガイドライン等に基づく感染防止対策を十分に講じることができない場合は、開催中止、又は延期等を慎重に検討してください。

(2) 参加者の把握が困難な場合

参加者の把握が困難な場合は、中止を含めて慎重に検討すること。実施する場合には、十分な人と人との間隔（1m）の確保及び当該間隔の維持、密集の回避、飲食制限、大声禁止、催物前後の行動管理、連絡先の把握等の担保が困難な場合は、開催について慎重に検討してください。

(3) イベントでクラスター等が発生した場合

主催者等は、イベントでクラスター等が発生した場合、業種別ガイドライン及び本ガイドライン等の遵守状況その他の実態を把握するとともに、イベントの感染防止策を徹底し、必要に応じてイベントの無観客化、中止又は延期等を検討してください。

また、主催者は、会場で陽性者が確認された場合、県（当該イベントや主催団体を所管する部局）へ報告すること。

7. 緊急事態宣言等の対象地域からの参加

国の緊急事態宣言が発令されている地域には、新型インフルエンザ等特別対策措置法に基づき、不要不急の外出・移動の自粛が要請されています。また、まん延防止等重点措置区域の住民についても、不要不急の外出・移動の自粛を働きかけるものとされているため、これらの地域からの参加者については、慎重な検討を促すこと。

なお、各種会議や商談会、展示会など業務上のイベントや冠婚葬祭は不要不急に該当しません。

8. 事前相談

民間等の主催でイベントを実施する場合には、別添「催物の開催に係る事前相談」のフローチャートに基づく対応を行うこと。

また、1,000人を超える大規模イベントや、全国的・広域的な移動を伴うイベント

については、別添のフローチャートから導き出される資料を準備し、開催2週間前までに県(当該イベントや主催団体を所管する部局)に事前相談を行ってください。

※ 大規模イベント(1,000人超)とは、スタッフや出演者等も含め、同時期に同施設に1,000人を超える人が集まる人数をもって判断する

9. 感染対策

主催者等は、イベントの開催にあたって屋内での十分な換気と、接触感染、飛沫感染、マイクロ飛沫感染のリスクに応じた感染防止策、感染者の来場を防ぐ対策、感染発生時に感染可能性がある者を把握する仕組みの構築等を行ってください。

(1) 主催者等の事前実施事項

① 開催会場の選定

開催場所は、沖縄県『新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン』等を遵守している施設等を選定し、三密の解消が難しい施設等は利用を避けること。

② 接触確認アプリ等の活用

イベント通知やチラシ、アプリのQRコードを入口で掲示する等により、新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」や「RICCA」の活用を促すこと。

※「COCOA」とは、厚生労働省が運営する新型コロナウイルス感染症対策用のアプリで、陽性者と濃厚接触があった可能性について通知する機能があります。

※「RICCA」とは沖縄県公式LINEアカウントを活用した新型コロナウイルス感染症対策と社会経済活動の両立サポートを目的としたツールであり、陽性者と同じ時間帯に同じ場所にいた可能性について通知し、健康観察の徹底等の注意喚起を促す機能があります。

* 「RICCA」利用者が専用QRコードを読み取ることにより、読み取った履歴を記録します。

* イベントで陽性者が確認された場合、県は、事実関係を確認したうえで、必要に応じて当該イベントQRコードを読み取った参加者に対し、「RICCA」により接触可能性のお知らせを行います。

* 本人の同意なく、氏名や連絡先等の個人が特定される情報を収集することはありません。

③ 参加者の把握

イベント参加者の入場にあたって主催者は、「RICCA」を活用することにより、参加者を把握できる体制をとること。また、チラシ、WEB、SNS等のイベント告知媒体に「RICCA登録用QRコード」を掲載し、来場前に登録することを促すとともに、当日会場入口にて「RICCA来場記録用QRコード」の読み取りが必要であることを案内すること。

なお、「RICCA」を使用していない来場者のため、事前申込時及び来場時に氏名、連絡先(電話番号、メールアドレス等)を把握できるような体制をとること。

※ 参考例「健康状態申告書(例)」等に基づき事前把握すること。

④ 参加者への事前連絡事項

参加者に対しては、マスクを着用した上での来場やマスクがない場合の入場制限等について事前に周知するとともに、体調不良の場合には参加を控えるよう促すこと。併せて、外出自粛要請等が発令されている地域からの参加者には慎重な検討を促すこと。

⑤ 入場制限

主催者は、参加者の制限に関する規定をイベント開催前に策定し、入場時の検温

実施や発熱者・有症状者の入場制限に関するルールを明確にするとともに、当該規定を周知すること。

⑥ 払い戻し措置等の規定

有症状者が参加しないように、事前にチケットの払い戻し措置等を規定する。ただし、払い戻し不要のルールを明確に規定し、当該規定を十分に周知している場合は、払い戻しは不要にできるものとする。

(2) イベント時の参加者への依頼事項

- ① マスクの着用
- ② こまめな手洗いの励行
- ③ 出入口、トイレ等での手指消毒の徹底
- ④ 身体的距離を確保した上での行動
- ⑤ 劇場・ホール等での食事の自粛
- ⑥ 催物前後の行動注意(交通機関・飲食店利用時の三密の抑止行動)
- ⑦ 接触確認アプリの活用
(会場内「RICCA」来場記録用QRコードの読み取り含む)
- ⑧ ワクチン接種、または事前のPCR検査での陰性確認への協力

(3) 主催者等の実施事項

① マスク着用の担保

マスクを持参していない者がいた場合は、入場を制限するか、主催者側でマスクを販売するなどの対策を取り、着用率100%を担保すること。

② 入場制限等

8 (1) ⑤「入場制限」及び8 (1) ⑥「払い戻し措置」に記載のとおり、主催者は、有症状者の入場を制限するものとする。

③ 消毒・手洗いの徹底

共有物の管理又は施設内(出入口、トイレ、ウイルスが付着した可能性のある場所等)の消毒の徹底と参加者の手が触れる場所をアルコールや次亜塩素酸ナトリウムを含有したもので拭き取りを定期的(1~2時間に1度程度)に行う。また、こまめな手洗いをを行うこと。

④ 換気の徹底

換気の悪い密閉空間にしないよう、換気設備の適切な運転・点検を実施すること。微細な飛沫が密集し、感染が発生することを避けるため、定期的に外気を取り入れる換気を行うこと。

⑤ 身体的距離を確保した誘導

人を密集させない環境(1m)の間隔を確保するよう、会場のレイアウト、定員数の設定や人員の配置等による動線の確保などを行うこと。

⑥ 混雑時の身体的距離を確保した誘導

混雑時でも身体的距離を確保した誘導を行うため、入退場に時間差を設けるなど人が密集しないよう工夫すること。

⑦ 声援への対応

歓声・声援等がないことを前提としたイベントでは、大きな声を発声させない環境づくり(声援などは控える案内、BGMの音量制限等)を行うこと。

歓声・声援が想定されるイベントでは、隣席との身体的距離を確保すること。

⑧ 大声の抑止

大声を出す者がいた場合、人員の配置により個別に注意、対応等ができるよう体制を整備すること。

スポーツイベント等では、指笛やラッパ等の飛沫感染リスクのある鳴り物を禁止し、個別に注意、対応等ができるよう体制を整備すること。

⑨ 出演者の発声等への対応

出演者の発声等を伴うイベントにあっては、客席と出演者との間に十分な距離（舞台から観客の間隔を2m確保）をとること。

⑩ 演者の行動管理

有症状者は出演・練習を控えること。演者・選手等と観客が催物前後や休憩時間等に接触しないような措置を確実にとる。接触が防止できない恐れがあるイベントについては開催を見合わせる。なお合唱等、声を発出する演者間での感染リスクにも十分注意すること。

⑪ 座席の間隔

異なる観客グループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内)内では座席間隔を設けなくてもよい。

⑫ 飲食の制限

飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食を制限する。休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止を徹底すること(発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保、会話が想定される場合の飲食禁止、十分な換気等、の条件を全て満たす場合に限り、飲食は可能)。

⑬ 人数制限の実施

休憩時間中及びイベント前後の食事等での感染防止対策を取ること。また、入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合は、そのキャパシティに応じ、目安の人数上限等を下回る制限を実施すること。

⑭ 催物前後の行動管理

イベントへの参加や、イベント後の打ち上げ等のため公共交通機関・飲食店等を利用する際の密集を回避するために、交通機関・飲食店等の分散利用を促す。可能な限り、予約システム等の活用により分散利用を促進すること。

⑮ ガイドライン遵守の徹底及び公表

業種別ガイドライン及び本ガイドラインに従った取組を徹底することとし、その旨をホームページ等で公表すること。

⑯ 「RICCA来場記録用QRコード」の掲示

参加者に対して「RICCA」登録の周知徹底を行い、当日の会場入口（事前告知媒体を含む）においてイベントの「来場記録用QRコード」を掲示し、読み取りを促すこと。なお、「RICCA」未登録の場合、「来場記録用QRコード」を2回読み取ることで、登録及び来場記録が可能である。

⑰ ワクチン接種、または事前のPCR検査での陰性確認の勧奨

参加者に対して、事前のワクチン接種またはPCR検査での陰性確認を勧奨すること。

※このガイドラインは、**新型インフルエンザ等特別措置法第24条第9項、第31条の6及び第45条第1項に基づき、協力をお願いするものです。**

催物の開催に係る事前相談 目次

令和3年10月7日公開
沖縄県

STEP 1 事前相談 の要否

参加者が1,000人を超える催物 又は
全国的・広域的な移動を伴う催物
ですか

1. に該当
P. 2を参照

はい

いいえ

STEP 2 業種別 ガイド ライン

催物を開催するに当たり、参照する
業種別ガイドラインは、令和2年9月
以降に改訂されていますか

2. に該当
P. 5を参照

はい

いいえ／ガイドラインがない

STEP 3 位置固定 行動管理

参加者の位置が固定されているか、
入退場や区域内の適切な行動が
確保できる催物ですか

3. に該当
P. 6を参照

はい

いいえ

STEP 4 収容率 上限

収容率上限は収容定員の100%（収容
定員がない場合は密にならない程度の距離）が
適切だと考えますか

4. に該当
P. 7を参照

はい

いいえ、50%上限でよい

STEP 5 特に確認 する必要

大声・歓声等の有無について、
「特に確認が必要」（※）と判断を
されていますか（※P. 9を参照）

5. に該当
P. 8を参照

はい

いいえ

疎明資料 結果報告 が必要

収容率上限を収容定員の100%と
するためには、実績疎明資料や結果
報告が必要です

6. に該当
P. 10を参照

1. 事前相談対象外の催物：概論

対象

- ・参加者が1,000人以下の催物かつ
- ・全国的・広域的な移動を伴わない催物

※参加者が1,000人以下であって、全国的・広域的な移動を伴わない場合は事前相談不要
ただし、次頁のとおり、**チェックリスト・実績報告等の公表が必要な場合あり。**

パターン1：令和2年9月以降改訂のガイドラインがない場合

国の目安(※)	屋内	屋外
収容率	50%以内	十分な間隔 (できれば2m)
人数上限	5,000人 (→全員の参加が可能)	

- 必要な準備等
特になし

パターン2：令和2年9月以降改訂のガイドラインがある場合

国の目安(※)	大声・歓声等なし		大声・歓声等あり	
	収容定員あり	収容定員なし	収容定員あり	収容定員なし
収容率	100%以内	密にならない程度 の間隔	50%以内	十分な 人と人との 間隔 (1m)
人数上限	5,000人と50%のいずれか大きい方 (→全員の参加が可能)			

- 必要な準備等
 - ・主催者及び施設管理者が、ガイドライン遵守の旨を公表
 - ・大声・歓声等なしの実績疎明資料・結果公表等 (次ページ参照)

※緊急事態措置・まん延防止等重点措置・経過措置中を除く

1. 事前相談対象外の催物：公表等①

公表等が必要な資料

【原則】

→下記資料をHP・SNS等で公表等してください(別紙3の*項目は適宜)。

●チェックリスト 別紙1 (注1)

1,000人以下で、収容率50%上限で開催していた催物主催者等が収容率上限100%に引き上げる場合には、別紙2・3を併用し、大声・歓声等がないことを公表してください。

●実績疎明資料 別紙2

●結果報告資料(※) 別紙3

※主催者等は、当該催物の映像・音声等データについて、催物開催から1年間保管をしてください。(注2)

【例外：問題発生時】

→感染者の参加、大声・歓声等の発生、感染防止策不徹底等の事情が生じた場合には、

別紙3 結果報告資料を都道府県・関係府省庁にご提出ください。

(注1) 「大声・歓声等なし」の催物でも、従来、感染防止の取組(業種別ガイドラインに従った取組を行う旨)のHP等による公表が必要とされているところ、別紙1 チェックリストもご活用ください。

(注2) 主催者等は、例えば、観客席・舞台等に設置したビデオカメラ・ICレコーダー等のデータについて、都道府県等、関係各府省庁等が必要時に確認できるよう、催物から1年間保管をしてください。観客から声が出ていないことを示すために、ノイズ除去処理、複数台の設置・音声合成処理等を行うことは不要です。

1. 事前相談対象外の催物：公表等②

大声・歓声等の有無について「特に確認が必要である場合」の考え方

- 過去態様に照らし、概ね「大声・歓声等なし」と考えられる催物や、これまでに収容率上限100%での開催実績があり、感染防止策が適切に実施され、かつ、大声・歓声等が適切に抑止されていた催物については、「特に確認が必要である場合」には当たらないものと考えられます。
- 例えば、クラシック音楽等のコンサートや、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会といった催物については、これまでも多くの場合、大声・歓声等がないと想定されることから、概ね「大声・歓声等なし」と考えられますが、個別の態様により、大声・歓声等が出やすい場合もあり得るため、過去実績や催物の性質等、個別事情に応じ、実績疎明資料の公表を求める場合があります。
- 「大声・歓声等なし」と扱うことができるのは、原則として、飲食を伴わない場合であることにご留意ください。また、立見席の場合は、密にならないように、人と人との間隔を確保してください（例えば 1㎡に2人以内等）。すなわち、消防法等の収容定員による「収容率上限100%」は、認められないこととなります。

2. 令和2年9月以降改訂の 業種別ガイドラインがない場合

対象

- ・ 令和2年9月以降改訂の
業種別ガイドラインがない催物

○基準

国の目安(※)	屋内	屋外
収容率	50%以内	十分な間隔 (できれば2m)
人数上限	5,000人	

○必要な準備等

【原則】

事前相談に当たっては、主催者等は、都道府県と相談する際に、催物開催の2週間前までに、下記資料を、都道府県の事前相談窓口にご送付ください。

- 催物開催の概要、感染防止策等が分かる資料
(都道府県との相談により、口頭・メールでの説明に代えることも可能)
- チェックリスト 別紙1

【例外：問題発生時】

感染者の参加、大声・歓声等の発生、感染防止策不徹底等の事情が生じた場合には、別紙3 結果報告資料を都道府県・関係府省庁にご提出ください。

※緊急事態措置・まん延防止等重点措置・経過措置中を除く

3. 参加者の位置固定がされず、 行動管理が確保されていない場合

対象

- 参加者の位置が固定されず、自由に移動でき、入退場や区域内の適切な行動確保が困難な催物

○基準

国の目安(※)	間隔の維持が可能	間隔の維持が困難
取扱い	十分な 人と人との間隔 (1m)	開催について 慎重に判断

○必要な準備等

【原則】

事前相談に当たっては、主催者等は、都道府県と相談する際に、催物開催の2週間前までに、下記資料を準備し、都道府県が指定した資料を事前相談窓口にご送付ください。

- 催物開催の概要、感染防止策等が分かる資料
(都道府県との相談により、口頭・メールでの説明に代えることも可能)
- チェックリスト 別紙 1

【例外：問題発生時】

感染者の参加、大声・歓声等の発生、感染防止策不徹底等の事情が生じた場合には、別紙 3 結果報告資料を都道府県・関係府省庁にご提出ください。

※緊急事態措置・まん延防止等重点措置・経過措置中を除く

4. 主催者等が、収容率について、50%上限が適切だと考える場合

対象

- 主催者等が、収容率については、50%上限が適切だと考える催物

○基準

国の目安(※)	収容定員あり	収容定員なし
収容率	50%以内	十分な 人と人との間隔 (1 m)
人数上限	5,000人と50%のいずれか大きい方	

○必要な準備等

【原則】

事前相談に当たっては、主催者等は、都道府県と相談する際に、催物開催の2週間前までに、下記資料を準備し、都道府県が指定した資料を事前相談窓口にご送付ください。

- 催物開催の概要、感染防止策等が分かる資料
(都道府県との相談により、口頭・メールでの説明に代えることも可能)
- チェックリスト 別紙 1

【例外：問題発生時】

感染者の参加、大声・歓声等の発生、感染防止策不徹底等の事情が生じた場合には、別紙 3 結果報告資料を都道府県・関係府省庁にご提出ください。

※緊急事態措置・まん延防止等重点措置・経過措置中を除く

5. 収容率100%上限であるが、 疎明資料・結果報告等が不要な場合

対象

- ・ 大声・歓声等の有無について、「特に確認が必要」と判断をされていない催物

○基準

国の目安(※)

収容定員あり

収容定員なし

収容率

100%以内

密にならない
程度の間隔

人数上限

5,000人と50%のいずれか大きい方

※緊急事態措置・まん延防止等重点措置・経過措置中を除く

○必要な準備等

【原則】

事前相談に当たっては、主催者等は、都道府県と相談する際に、催物開催の2週間前までに、下記資料を準備し、都道府県が指定した資料を事前相談窓口にご送付ください。

- 催物開催の概要、感染防止策等が分かる資料
(都道府県との相談により、口頭・メールでの説明に代えることも可能)
- チェックリスト 別紙1

【例外：問題発生時】

感染者の参加、大声・歓声等の発生、感染防止策不徹底等の事情が生じた場合には、別紙3 結果報告資料を都道府県・関係府省庁にご提出ください。

5. 収容率100%上限であるが、 疎明資料・結果報告等が不要な場合

対象

- ・ **大声・歓声等の有無について、「特に確認が必要」と判断をされていない催物**

大声・歓声等の有無について「特に確認が必要である場合」の考え方

- 過去態様に照らし、概ね「大声・歓声等なし」と考えられる催物や、これまでに収容率上限100%での開催実績があり、感染防止策が適切に実施され、かつ、大声・歓声等が適切に抑止されていた催物については、「特に確認が必要である場合」には当たらないものと考えられます。
- クラシック音楽等のコンサートや、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会といった催物については、概ね「大声・歓声等なし」と考えられますが、過去実績や催物の性質等、個別事情に応じ、実績疎明資料提出を求める場合があります。
- 「大声・歓声等なし」と扱うことができるのは、原則として、飲食を伴わない場合であることにご留意ください。また、立見席の場合は、密にならないように、人と人との間隔を確保してください（例えば 1㎡に2人以内等）。すなわち、消防法等の収容定員による「収容率上限100%」は、認められないこととなります。

6. 収容率100%上限で、 疎明資料・結果報告等が必要な場合

対象

- ・ 大声・歓声等の有無について、「特に確認が必要」と判断をされている催物

○基準

国の目安(※)	収容定員あり	収容定員なし
収容率	100%以内	密にならない程度の間隔
人数上限	5,000人と50%のいずれか大きい方	

※緊急事態措置・まん延防止等重点措置・経過措置中を除く

○必要な準備等

【事前相談】

事前相談に当たっては、主催者等は、都道府県と相談する際に、催物開催の2週間前までに、下記資料を準備し、都道府県が指定した資料を事前相談窓口にご送付ください。

- 催物開催の概要、感染防止策等が分かる資料
(都道府県との相談により、口頭・メールでの説明に代えることも可能)
- チェックリスト 別紙 1
- 実績疎明資料 別紙 2 及び 映像・音声等データ*

6. 収容率100%上限で、 疎明資料・結果報告等が必要な場合

対象

- ・ 大声・歓声等の有無について、「特に確認が必要」と判断をされている催物

【開催後】

催物開催後、主催者等は、2週間後～3週間後の間に、下記資料を都道府県及び関係府省庁の窓口にご送付ください。

- 結果報告資料 別紙3 及び 映像・音声等データ*

*例えば、観客席・舞台等に設置したビデオカメラ・ICレコーダー等のデータをご提出ください。観客から声が出ていないことを示すために、ノイズ除去処理、複数台の設置・音声合成処理等を行うことは不要です。

また、必要に応じ、催物全編ではなく、特に大声・歓声等が生じやすいと考えられる一部場面のデータをご提出いただく形や、Webで動画等を公開している場合に当該URLをご共有いただく形でも問題ありません。

*都道府県、関係各府省庁は、データは事前相談等の確認用途のみに使用し、保管不要となれば速やかに破棄します。また、主催者等はデータを催物から1年間保管してください。必要に応じ、再度提示を求める場合があります。

感染防止策チェックリスト

別紙 1

STEP 1

催物の 情報

本項目では、チェックリストを記入する前に、催物の情報をご登録ください。

※催物のチラシや計画書等（既存資料）を併せてご提出ください。

開催日時

令和 年 月 日 時 分 ~ 時 分

複数回開催の場合 → 別途、開催する日時の一覧をご提出ください。

開催会場

会場所在地

収容定員

人

収容定員なし

適切と考える
収容率
(上限)

収容定員の
100%以内

密にならない
程度の間隔

収容定員の
50%以内

十分な
人と人との間隔
(1m)

参加人数

出演者
チーム等

多数のため収まらない場合 → 別途、一覧をご提出ください。

主催者

主催者
所在地

主催者
連絡先

(電話番号)

(メールアドレス)

開催案内等
のURL

感染防止策チェックリスト

STEP 2

基本的な 感染防止

令和2年9月19日以降の取扱いが催物に適用されるため
には、下記の項目を満たすことが必要です。

※チェックがつかない場合は、STEP 6で事由をご記入ください。

マスク常時 着用の奨励

マスク着用状況が確認でき、着用していない
場合は個別に注意等を行う

大声を 出さない ことの奨励

大声を出す者がいた場合等は、個別に注意等
を行う

スポーツイベント等ではラッパ等の鳴り物を
禁止する

手洗 手指消毒

こまめな手洗を奨励する
アルコール等の手指消毒液を設置する

消毒の 徹底

施設内（出入口、トイレ、ウイルスが付着した
可能性のある場所等）をこまめに消毒する

換気 保湿

法令等を遵守した空調設備の設置、こまめな
換気を行う
・ 1時間に2回以上、1回に5分間以上
・ 室温が下がらない範囲で常時窓開け 等

乾燥する場面では、湿度40%を目安に加湿
する。

密集の回避

時間差入退場等により、入退場時の密集を回避
する

人員の配置、導線の確保等の体制を構築し、
休憩時間や待合場所での密集も回避する

入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない
場合はキャパシティに応じ収容人数を制限する

感染防止策チェックリスト

STEP 2

基本的な 感染防止

令和2年9月19日以降の取扱いが催物に適用されるためには、下記の項目を満たすことが必要です。

※チェックがつかない場合は、STEP 6で事由をご記入ください。

身体的距離 の確保

- 大声を伴う可能性のある催物では隣席との身体的距離を確保する
 - ・同一の観客グループ間（5名以内に限る。）では座席を空けず、グループ間は1席（立席の場合1m）空ける
- 演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2m確保する
- 足型マークの設置、誘導員の配置、等により、混雑時でも密にならない程度の間隔（最低限人と人とが触れ合わない程度の間隔）を確保する

飲食の制限

- 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食を制限する
- 休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止を徹底する
- 過度な飲酒の自粛呼びかけを行う

参加者の 制限

- 入場時の検温、有症状（発熱又は風邪等の症状）を理由に入場できなかった際の払い戻し措置等により、有症状者の入場を確実に防止する
 - ※発熱者・有症状者の入場は断る等のルールを開催前に明確に規定し、当該規定を十分周知している場合は払い戻し不要

参加者の 把握

- 可能な限り事前予約制とし、あるいは入場時に連絡先を把握する
- 接触確認アプリ（COCA）や各地域の通知サービスを奨励する
 - ・アプリのQRコードを入口に掲示すること等による具体的な促進措置を導入する
 - ・携帯電話の利用を控える場面では、「電源及びBluetoothをONにした上でマナーモード」にすることを推奨する

感染防止策チェックリスト

STEP 2

基本的な 感染防止

令和2年9月19日以降の取扱いが催物に適用されるためには、下記の項目を満たすことが必要です。

※チェックがつかない場合は、STEP 6で事由をご記入ください。

演者・選手 等の 行動管理

- 有症状者（発熱又は風邪等の症状を呈する者）は出演・練習を控える
- 演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがある催物については開催を見合わせる
- 練習時等、催物開催前も含め、声を発出する演者間での感染リスクに対処する
・演者間の適切な距離確保、換気等の対策実施

催物 前後の 行動管理

- イベント前後の感染防止の注意喚起を行う
・直行・直帰の呼びかけ
・「5つの場面」の注意喚起
・業種別ガイドライン遵守店舗の利用呼びかけ等
- 交通機関・飲食店の分散利用の注意喚起を行う
・セカンドアクセスの呼びかけ、交通機関との連携による混雑回避の検討
・規模に応じた規制入退場の実施（開演時間の前倒し、規制退場等）の検討
・可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進等

ガイド ライン遵守 の旨の公表

- 主催者及び施設管理者が、業種別ガイドラインに従った取組を行う旨、HP等で公表する

感染防止策チェックリスト

STEP 3 徹底的な 感染防止

食事を伴わない場合で、収容率上限100%の基準が適用されるためには、「基本的な感染防止」に加え、下記の項目を満たすことが必要です。

※チェックがつかない場合は、STEP 6で事由をご記入ください。

マスク着用
大声を出さ
ないこと
の担保

マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布・販売を行い、マスク着用率100%を担保する

担保のための確実な措置を講じる
・ 常時監視のための人員配置
・ デジタル技術活用によるリアルタイムモニタリング
等

感染防止策チェックリスト

STEP 4

映画館等の場合

映画館等（食事を伴うものの発声がない場合）で、収容率上限100%の基準が適用されるためには、「基本的な感染防止」「徹底的な感染防止」に加え、下記の項目を満たすことが必要です（事前相談不要の場合は記入不要です）。

※「発声がない」とは、イベント中の会話・発言、歓声等がない場合を指します。映像に常時注目し、小声を出すことを含め、発声がマナー違反とされる映画上映と同様の条件が担保される必要があります。

食事時以外のマスク着用担保

催物前に食事以外のマスク着用徹底を動画上映・アナウンス等で周知する

着用状況を踏まえ、必要に応じ一層の周知を図る

十分な換気

以下の基準を確保する

- ・二酸化炭素濃度1,000ppm以下かつ二酸化炭素濃度計等で当該基準を遵守していることが確認できる
- ・機械式換気設備による換気量が30m³/時/人以上に設定されており、かつ、当該換気量が実際に確保されている（野外的場合は確認を要しない）

追加的な飲食対策措置

発声が想定される場面（休憩時・催物前後）の観客席等での飲食を禁止する

長時間の飲食が想定されうる場合には、マスクを外す場面をなるべく短くするため、食事時間短縮のための措置を講ずるよう努める

※チェックがつかない場合は、STEP 6で事由をご記入ください。

感染防止策チェックリスト

STEP 5

野外 フェス等 の場合

全国的・広域的なお祭り、花火大会、野外フェス等の場合には、「基本的な感染防止」に加え、下記の項目を満たすことが必要です。

※チェックがつかない場合は、STEP 6で事由をご記入ください。

追加的な 身体的距離 の確保措置

誘導員の配置等により、移動時の適切な身体的距離を確保する

・催物中の区画あたりの人数制限
・ビニールシート等を用いた適切な対人距離の確保
等を行う

追加的な 密集の回避 措置

混雑状況のモニタリング・発信等を行う

感染防止策チェックリスト

STEP 6

チェック
項目を
満たさな
い場合

STEP 2～5の各チェック項目を満たさない場合には、
下記に、当該項目を満たさなくても感染防止対策上、
問題がないと考えられる事由をご記入ください。

例) 屋外のため、換気は不要と考える

チェック
項目を
満たさない
場合でも、

感染防止
対策上、
問題がない
と考える
事由

STEP 1 出演者等 の実績

催物の出演者・チームについて、それぞれ過去の催物の音声又は動画はありますか

当該データ
をご提出
ください
(※)

いいえ

はい

STEP 2 主催者等 の実績

催物の主催者等について、過去に大声・歓声等なしの催物を開催したことはありますか

はい

- ① 当該類似の催物の音声又は動画データ (※)
 - ② 来場者層の類似性の説明 (P. 2～3)
 - ③ 当該類似の催物と同種対策を講じることを示す計画書 (主催者等作成書類、形式不問)
- の3種類の資料をご提出ください

いいえ

収容率の 目安

収容率の上限は、50%以内で催物を開催してください

※実績疎明資料のご提出は不要です

→次ページ以降に資料フォーマット有

※事前相談不要の場合は、都道府県へのデータの提出は不要です。

また、事前相談を行う場合で、開催地の都道府県に対して、過去に結果報告資料としてデータをご提出いただいたことがある場合は、その旨を都道府県にご連絡ください。

実績疎明資料：過去の催物との類似

過去の催物の情報

過去1年以内に大声・歓声等なしで開催した催物の情報をご記入ください。

開催日時

令和 年 月 日 時 分 ~ 時 分

開催会場

会場所在地

収容定員

人

収容定員なし

適切と考える
収容率
(上限)

収容定員の
100%以内

密にならない
程度の間隔

収容定員の
50%以内

十分な
人と人との間隔
(1m)

参加人数
(実績)

出演者
チーム等

多数のため収まらない場合 → 別途、一覧をご提出ください。

主催者

主催者
所在地

実績疎明資料：過去の催物との類似

過去の
催物との
類似性

過去1年以内に大声・歓声等なしで開催した催物との類似性をご記入ください。

	今回の催物	過去の催物
催物の 類型 例： 音楽ジャンル 興行区分 地域性 季節性		
来場者の 類型 例： 年齢層 男女 地域性 季節性		
その他 類似性を 基礎づける 事情 例： 開催規模		

催物結果報告フォーム

別紙3

○催物の情報（公表する場合、*については適宜）

開催日時	
催物の類型	
都道府県	
都道府県コード	
開催会場（名前）	
会場所在地（市区町村）	
会場所在地（番地等）	
会場収容定員	
予定参加者数	
当日参加者数（不明の場合は“-”を入力）	
出演者、チーム	
主催者	
主催者所在地（都道府県） *	
主催者所在地（市区町村） *	
主催者所在地（番地等） *	

○感染者の参加 →大規模クラスター発生の場合は、別途、行政による調査にご協力ください

感染者の参加	
感染者数	
疑われる感染の態様	
考えられる感染の原因	
※催物自体ではなく、家庭内感染や催物前後の共通行動が原因と考えられる場合は、その旨ご記載ください	

○大声・歓声等の発生

主催者等の制止ができる程度の 大声・歓声等の発生	
主催者等の制止ができない程度の 大声・歓声等の発生	
大声・歓声等の発生回数・発生した原因	
主催者等の制止ができなかった原因	
今後の改善策（具体的行動、スケジュール）	

○感染防止策不徹底

感染防止策不徹底	
具体的な不徹底事由	
不徹底の原因	
今後の改善策（具体的行動、スケジュール）	

※ご報告いただいた内容については、関係各府省庁・各都道府県において、催物開催の目安設定・事前相談等の際の判断の参考とさせていただきます。

(1) 徹底した感染防止等 (収容率50%を超える催物を開催するための前提)

①	マスク常時着用の担保	<ul style="list-style-type: none"> ・マスク着用状況を確認し、個別に注意等を行い、マスクの常時着用を求める。 * マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布・販売を行い、マスク100%を担保。
②	大声を出さないことの担保	<ul style="list-style-type: none"> ・大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの。 * 隣席の者との日常会話程度は可 (マスクの着用が前提) * 演者が歌唱等を行う場合、舞台から観客まで一定の距離を確保 (最低2m)

(2) 基本的な感染防止等

③	①～②の奨励	<ul style="list-style-type: none"> ・①～②は、イベントの性質に応じて可能な限り実行 (ガイドラインで定める) * マスク着用状況が確認でき、着用していない場合は個別に注意等を行うこと * 大声を出す者がいた場合等、個別に注意等を行うこと (例: スポーツイベント等ではラッパ等の鳴り物を禁止すること等)
④	手洗	<ul style="list-style-type: none"> ・こまめな手洗の奨励
⑤	消毒	<ul style="list-style-type: none"> ・主催者側による施設内 (出入口、トイレ、ウイルスが付着した可能性のある場所等) のこまめな消毒、消毒液の設置、手指消毒
⑥	換気	<ul style="list-style-type: none"> ・法令等を遵守した空調設備の設置、こまめな換気
⑦	密集の回避	<ul style="list-style-type: none"> ・入退場時の密集回避 (時間差入退場等)、待合場所等の密集回避 * 必要に応じ、人員の配置、導線の確保等の体制を構築するとともに、入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、収容人数を制限
⑧	身体的距離の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・大声を伴う可能性のあるイベントでは隣席との身体的距離の確保。具体的には、同一の観客グループ間 (5名以内に限り。) では座席を空けず、グループ間は1席 (立席の場合1m) 空ける。 ・演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2m確保 ・混雑時の身体的距離を確保した誘導、密にならない程度の間隔 (最低限人と人とが触れ合わない程度の間隔)

イベント開催時の必要な感染防止策②

(2) 基本的な感染防止等 (続き)

⑨ 飲食の制限	<ul style="list-style-type: none">・ 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限・ 休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底・ 過度な飲酒の自粛・ 食事は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、収容率が50%を超える場合、飲食可能エリア以外（例：観客席等）は原則自粛。 (発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保、会話が想定される場合の飲食禁止、十分な換気等、一定要件を満たす場合に限り、食事可。)
⑩ 参加者の制限	<ul style="list-style-type: none">・ 入場時の検温、入場を断った際の払い戻し措置 <p>* ただし、発熱者・有症状者の入場は断る等のルールをイベント開催前に明確に規定し、当該規定を十分周知している場合は払い戻し不要。</p>
⑪ 参加者の把握	<ul style="list-style-type: none">・ 可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握・ 接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスの奨励 <p>* アプリのQRコードを入口に掲示すること等による具体的な促進措置の導入</p>
⑫ 演者の行動管理	<ul style="list-style-type: none">・ 有症状者は出演・練習を控える・ 演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせる・ 合唱等、声を発出する演者間での感染リスクへの対処
⑬ 催物前後の行動管理	<ul style="list-style-type: none">・ イベント前後の感染防止の注意喚起 <p>* 可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進</p>
⑭ ガイドライン遵守の旨の公表	<ul style="list-style-type: none">・ 主催者及び施設管理者が、業種別ガイドラインに従った取組を行う旨、HP等で公表

(3) イベント開催の共通の前提

⑮ 入退場やエリア内の行動管理	<ul style="list-style-type: none">・ 広域的なこと等により、入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討 <p>* 来場者の区画を限定、管理した花火大会などは可。具体的には、①身体的距離の確保、②密集の回避、③飲食制限、④大声禁止、⑤催物前後の行動管理、⑥連絡先の把握等を担保することが求められる。</p>
⑯ 地域の感染状況に応じた対応	<ul style="list-style-type: none">・ 大規模イベントは、事前に収容率制限等も含めて都道府県と相談・ 地域の感染状況の変化があった場合は柔軟に対応

※上記のうち、基本的な感染防止等が徹底されていない場合、従来の目安（人数上限5,000人又は収容率要件50%のいずれか小さいほう）を原則として、各都道府県が個別のイベント開催について適切に判断すること。

- 今後、必要な感染防止策に加え、下記の条件がすべて担保される場合には、イベント中の発声がないことを前提に
しうる催物に限定して、収容率を100%以内にする事ができることとする。

具体的な条件（感染防止策）

① 食事時以外のマスク着用厳守	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入場時に着用を確認し、必要に応じマスクの配布、販売を実施すること ・ イベント前に食事時以外のマスク着用徹底を動画上映・アナウンス等で周知すること ・ イベント中の適切な監視体制を構築し、確実なマスク着用を求めること ・ 着用状況を踏まえ、必要に応じ一層の周知を図る
② 会話が想定される場合の飲食禁止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 例えば、映画の場合は、発声が想定される場面（例：上映前後・休憩中のシアター内等）での飲食禁止 ・ その他の催物についても、上記の要件に照らし、会話の有無を判断し、会話があり得る場面では飲食禁止を徹底
③ 十分な換気	<ul style="list-style-type: none"> ・ 二酸化炭素濃度1000ppm以下かつ二酸化炭素濃度測定機器等で当該基準を遵守していることが確認できること、または機械換気設備による換気量が30m³/時/人以上に設定されておりかつ当該換気量が実際に確保されていること (野外的場合は確認を要しない)
④ 連絡先の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・ 可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・ 接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスの導入に向けた具体的措置の徹底 ※アプリのQRコードを入口に掲示すること等
⑤ 食事時間の短縮	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長時間の飲食が想定されうる場合は、マスクを外す時間をなるべく短くするため、食事時間短縮のための措置を講ずるよう努めること

各種イベントにおける大声での歓声・声援等がないことを前提としうる／想定されるもの の例 【別紙3】

<p>大声での歓声・声援等がないことを 前提としうるものの例</p>	<p>大声での歓声・声援等が 想定されるものの例</p>
<p>音楽</p>	<p>音楽</p>
<p>クラシック音楽（交響曲、管弦楽曲、協奏曲、室内楽曲、器楽曲、声楽曲 等）、歌劇、楽劇、合唱、ジャズ、吹奏楽、民族音楽、歌謡曲等のコンサート</p>	<p>ロックコンサート、ポップコンサート 等</p>
<p>演劇等</p>	<p>スポーツイベント</p>
<p>現代演劇、児童演劇、人形劇、ミュージカル、読み聞かせ、手話パフォーマンス 等</p>	<p>サッカー、野球、大相撲 等</p>
<p>舞踊</p>	<p>公営競技</p>
<p>バレエ、現代舞踊、民族舞踊 等</p>	<p>競馬、競輪、競艇、オートレース</p>
<p>伝統芸能</p>	<p>公演</p>
<p>雅楽、能楽、文楽・人形浄瑠璃、歌舞伎、組踊、邦舞 等</p>	<p>キャラクターショー、親子会公演 等</p>
<p>芸能・演芸</p>	<p>ライブハウス・ナイトクラブ</p>
<p>講談、落語、浪曲、漫談、漫才、奇術 等</p>	<p>ライブハウス・ナイトクラブにおける各種イベント</p>
<p>公演・式典</p>	<p>※遊園地（いわゆる絶叫系のアトラクション）についても同様の考え方を適用することとし、関係業界における感染拡大予防ガイドライン改訂を呼びかけ</p>
<p>各種講演会、説明会、ワークショップ、各種教室、行政主催イベント、タウンミーティング、入学式・卒業式、成人式、入社式 等</p>	
<p>展示会</p>	
<p>各種展示会、商談会、各種ショー</p>	
<p>※映画館、美術館、博物館、動植物園、水族館、遊園地等についても同様の考え方を適用することとし、関係業界における感染拡大予防ガイドライン改訂を呼びかけ</p>	

(注) ・上記は例示であり、実際のイベントが上のいずれに該当するかについては、大声での歓声・声援等が想定されるか否かを個別具体的に判断する必要がある。
 ・イベント中（休憩時間やイベント前後を含む。以下同じ。）の食事については業種別ガイドラインで制限。また、イベント中の食事を伴うものについては、「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」として取り扱わない。

- これまで、全国的・広域的なお祭り、野外フェス等を開催する場合には、「十分な人と人との間隔（1 m）を設けるよう促すこととし、当該間隔の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断すること」とされていたが、必要な感染防止策に加え、下記の条件がすべて担保される場合には、入退場や区域内の行動管理が適切にできるものについて、「十分な人と人との間隔が設ける」ことに該当し、開催可能と明確化。

具体的な条件（感染防止策）

① 身体的距離の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移動時の適切な対人距離の確保（誘導人員の配置等） ・ 区画あたりの人数制限、ビニールシート等を用いた適切な対人距離の確保
② 密集の回避	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定点カメラ・デジタル技術等による混雑状況のモニタリング・発信 ・ 誘導人員の配置 ・ 時差・分散措置を講じた入退場
③ 飲食制限	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限 ・ 休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底 ・ 過度な飲酒の自粛
④ 大声を出さないことの担保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの。
⑤ 催物前後の行動管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ イベント前後の感染防止の注意喚起 * 可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進
⑥ 連絡先の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・ 可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・ 接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスの導入に向けた具体的措置の徹底 ※アプリのQRコードを入口に掲示すること等